

別記様式（第4条関係）

会 議 録

会 議 の 名 称	第8回朝霞市基地跡地公園・シンボルロード整備基本計画見直し検討委員会
開 催 日 時	平成30年2月21日(水) 午後2時30分から午後5時30分まで
開 催 場 所	朝霞市立図書館本館 視聴覚室
出 席 者	<p>委員13人 卯月委員長、戸田副委員長、奥村委員、鈴木俊治委員、浅川委員、鈴木龍久委員、堂本委員、松尾委員、大野委員、野上委員、平井委員、宮川委員、長谷川委員</p> <p>事務局10人 都市建設部 : 澤田都市建設部長 政策企画課 : 太田次長兼政策企画課長 櫻井政策企画係長 財政課 : 濱財政課長 道路整備課 : 渡邊道路整備課長、 七里道路施設係長 みどり公園課 : 長島みどり公園課長、細沼課長補佐、 高橋専門員兼係長、並木主任</p> <p>コンサルタント5人 株式会社創建 : 中尾氏、荘司氏 株式会社グラック : 北川氏、高橋氏、田丸氏</p>
会 議 内 容	<p>報告</p> <p>(1) 第7回検討委員会での検討内容 (2) 市民説明会における主な意見 (3) 第7回庁内検討委員会での検討内容</p> <p>議題</p> <p>(1) 基地跡地公園・シンボルロード整備基本計画〔改訂版〕 (修正案)</p> <p>情報提供</p> <p>(1) シンボルロードの基本設計の進捗状況</p>

<p>会 議 資 料</p>	<p>次第</p> <p>資料 1 第 7 回検討委員会の主な意見</p> <p>資料 2 基地跡地公園・シンボルロード整備基本計画〔改訂版〕(素案)に対する市民説明会の主な意見</p> <p>資料 3 第 7 回庁内検討委員会の主な意見</p> <p>資料 4 基地跡地公園・シンボルロード整備基本計画〔改訂版〕(素案)に対するパブリック・コメント結果概要</p> <p>資料 5 基地跡地公園・シンボルロード整備基本計画〔改訂版〕(素案)に対する職員コメント結果概要</p> <p>資料 6 朝霞市基地跡地公園・シンボルロード整備基本計画〔改訂版〕(修正案)</p>		
<p>会 議 録 の 作 成 方 針</p>	<p><input type="checkbox"/>電磁的記録から文書に書き起こした全文記録</p> <p><input checked="" type="checkbox"/>電磁的記録から文書に書き起こした要点記録</p> <p><input type="checkbox"/>要点記録</p> <p><input type="checkbox"/>電磁的記録での保管 (保存年限 年)</p> <table border="1" data-bbox="563 1111 970 1256"> <tr> <td data-bbox="563 1111 970 1256"> <p>電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間</p> </td> <td data-bbox="970 1111 1378 1256"> <p><input checked="" type="checkbox"/>会議録の確認後消去</p> <p><input type="checkbox"/>会議録の確認後 か月</p> </td> </tr> </table> <p>会議録の確認方法 委員全員による確認</p>	<p>電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/>会議録の確認後消去</p> <p><input type="checkbox"/>会議録の確認後 か月</p>
<p>電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/>会議録の確認後消去</p> <p><input type="checkbox"/>会議録の確認後 か月</p>		
<p>そ の 他 の 必 要 事 項</p>	<p>傍聴者 9名</p>		

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

【開会】

【部長挨拶】

（事務局：澤田）

本日は、第8回朝霞市基地跡地公園・シンボルロード整備基本計画見直し検討委員会にご多用のところご出席くださり、ありがとうございます。

本検討委員会ではこれまでに見直し検討委員会を7回開催し、昨年11月の第7回見直し検討委員会において朝霞市基地跡地公園・シンボルロード整備基本計画の素案についてとりまとめを行いました。その後、いただいた意見をもとに修正を加えた後、昨年12月27日から本年1月26日までの約1カ月間、パブリック・コメントを実施しました。また、パブリック・コメント期間中の1月13日には市民説明会を開催し、多くの市民の皆さまにご出席いただき、朝霞市基地跡地公園・シンボルロード整備基本計画の素案について、説明と質疑応答を行いました。

本日はパブリック・コメントでいただいたご意見に対する市の考えと、それをふまえた朝霞市基地跡地公園・シンボルロード整備基本計画〔改訂版〕の素案の修正案の内容について委員の皆さまにご検討いただき、最終的な答申案につなげていくことを考えています。

また、情報提供といたしまして、朝霞市基地跡地公園・シンボルロード整備基本計画と並行してシンボルロードの基本設計、実施設計の業務委託を昨年10月より進めています。その作業がある程度進捗しましたので、その内容について委員の皆さまにご紹介したいと考えています。なお、事前に送付した資料に合わせてパブリック・コメントの提出意見の原本のコピーを同封いたしましたが、これはパブリック・コメントの内容と市の考え（案）を事前に読み込んで御検討いただくための参考として同封したものですので、本日の会議資料ではございません。

約2年間検討してきた朝霞市基地跡地公園・シンボルロード整備基本計画〔改訂版〕の修正案の内容について、委員の皆さまより忌憚のないご意見をいただき、最終的な計画の案として仕上げたいと考えていますので、それぞれのお立場から忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げ、挨拶とさせていただきます。

【資料確認】

（卯月委員長）

第8回朝霞市基地跡地公園・シンボルロード整備基本計画見直し検討委員会を始めます。先ほどの部長の挨拶にもありましたが、本日を最後の検討委員会として進めたいと思っていますので、言い残しのないようにお願いします。

傍聴者の入室について伺います。この会議は原則公開の立場を取っています。本日、

傍聴を希望される方がいらっしゃった場合、入室を許可してもよろしいでしょうか。

(委員全員)

異議なし。

(卯月委員長)

ありがとうございます。本日、傍聴者はいらっしゃいますか。

(事務局：高橋)

8名いらっしゃいます。

(卯月委員長)

傍聴者を入室させてください。

【傍聴者入室】

(卯月委員長)

傍聴要領により、発言などの行為は認められておりません。申し訳ありませんが、お手元の傍聴要領を再度ご確認ください。それでは会議に入りたいと思います。

【報告】

(1) 第7回検討委員会での検討内容

(事務局：並木)

資料1 第7回検討委員会の主な意見 について説明。

(2) 市民説明会における主な意見

(事務局：並木)

資料2 基地跡地公園・シンボルロード整備基本計画〔改訂版〕(素案)に対する市民説明会の主な意見 について説明。

(3) 第7回庁内検討委員会での検討内容

(事務局：並木)

資料3 第7回庁内検討委員会の主な意見 について説明。

(事務局：澤田)

ただ今ご報告させていただいた資料3でございますが、意見の番号がずれており、8番の次が12番になってしまっておりますので、申し訳ございませんが、修正をお願いいたします。

(卯月委員長)

資料3については、次の議題とも関連するため、ここで資料3について議論しても意見が重複する可能性もあると思いますが、質問などはありますか。

特になければ次の議題と大きく関係していますので、そこで各委員から意見をいただくこととし、議題に移りたいと思います。基地跡地公園・シンボルロード整備基本

計画〔改訂版〕（修正案）の説明をお願いします。

【議題】

（１）基地跡地公園・シンボルロード整備基本計画〔改訂版〕（修正案）

（事務局：高橋）

資料４ 基地跡地公園・シンボルロード整備基本計画〔改訂版〕（素案）に対する
パブリック・コメント結果概要

資料５ 基地跡地公園・シンボルロード整備基本計画〔改訂版〕（素案）に対する
職員コメント結果概要

資料６ 朝霞市基地跡地公園・シンボルロード整備基本計画〔改訂版〕（修正案）

について説明。

（卯月委員長）

説明ありがとうございました。今回はパブリック・コメントにかなりの件数があったということで、赤字の箇所も多い印象があります。ご意見をお願いします。

（大野委員）

資料が届いて２日程度で全てに目を通してはいないため、まとまらない部分もあるかと思います。パブリック・コメントについてはよく記載されていると思います。今回、職員コメントが新たに加わった点は市民と市の双方の考えがわかるためよいと思います。ただ、市は慎重に進める姿勢のようで積極的な感じが少し感じられませんでした。市民は、大変前向きで早めに整備してもらいたいという意見が多かったと思います。そういった意味では、市民の期待と市に温度差があると思います。それをふまえて意見します。

資料４のNo. 36について「やや鬱蒼とした状態になっており、」の表現を変えてもらい、かなりよくなったと思います。資料６の31ページでは変えていただいた表現になっていますが、森はやはりうっそうとしているのが森ではないかと思います。神宮の森も見学に行きましたが、やはり森はうっそうとしているから森であり、そこが魅力だという意見を多数いただきました。そのような意味で樹形をみると、クズやツタが生い茂っているため、樹形を乱していると思われま。す。「ややうっそうとした印象を受ける状況に」までを削除し、「樹木にツタやクズなどが絡みつくなど、景観が悪化しており」の方がすっきりすると思います。「うっそうとした」というのはそれぞれの意見があり、悪いイメージに受けとってしまうことがあると一方的に過ぎるかと思います。

続いて資料４のNo. 39～41について、管理棟機能を有するビジターセンターが「防災機能を有する」という記載ですが、このような議論はしていない気がします。防災機能はどの程度の機能を持ちますか。防災の拠点とするのであれば、例えば体育館や公民館、学校等の公共施設の周辺にはたくさんあります。学校等はほとんどがそのような場所を利用することが多いと思います。あえて費用をかけてまで管理棟とビジタ

ーセンターをあわせた大規模な防災拠点にする必要性がありますか。そのため、ここにつくる必要性に欠けていると思います。正面園路を利用することによって、利用しやすいと記載されていますが、逆に、例えば、細い道路に面するより、今の公園通りや市道 643 号線の広い道路に設置した方がより機能面ではよいのではないですか。正面園路は道路ではなく、園路です。もう少し丁寧な議論をする必要はありませんか。防災拠点は資料 6 の 25 ページに西口エリアと朝霞の森が「開けた空間を災害時に活用する防災拠点機能の確保」と記載されています。そのような意味では、開けた広場こそが防災拠点の考え方かと思います。施設が防災拠点なのか、建物が防災拠点なのか、広場が防災拠点なのか、もう少し整合性を整理する必要があります。西口に設置するための理由付けにしか見えません。もっと総合的に考えることが必要だと思います。

資料 4 の No. 46～49 では西口を正面ゲートにするのではなく、北口になっています。その中の市の考えで管理棟とは「管理作業用車両の駐車空間及びその動線を確保する必要がある」と記載されていますが、理由が薄弱だと思います。リトルペンタゴンや朝霞の森に設置した方が管理作業用車両にとってはよいと思います。西口エリアに何かをつくることを固定観念的に考え過ぎてはいませんか。もう少しいろいろな状況をふまえて検討する柔軟性があってもよいかと思います。もとは国家公務員宿舎と複合公共施設が建設される予定だったため、西口エリアにいろいろなものをつくる計画でした。そこが変わったため、もう少し柔軟な発想で市民と意見を交わして考えてもらいたいと思います。

資料 4 の No. 72～74 について、市民が第 1 期整備の設計確定前に現地調査を市で行いたいという提案ですが、市は土壌汚染があるため、立ち入りができないと回答しています。しかし、これまでに何回も基地跡地に入っています。これまでの実績をふまれば、このような回答はないかと思います。一番心配されていることは不特定多数の人が入ることだと市より回答がありましたが、住所と氏名がわかるなどの方法で実施すれば問題はないと思います。記載を変えてもらいたいです。特に資料 5 の No. 11 の「担当課の考え(案)」に「しかしながら、第 1 期整備後は部分的に開放した～基地跡地の内部の様子を市民、事業者等に見ていただきながら、整備や管理・運営への参加の機会を設けていくことを目指すこととしています。」と記載されています。「第 1 期整備後」となっていますが、「第 1 期整備後」を削除していただき、市民と一緒に設計を進めてもらいたいです。整備が終わってからではあまり意味がないと思います。整備の前に市民が基地跡地の内部を見て、意見交換をしてつくっていくということが大事だと思います。資料 6 の 46 ページの記載も同様に修正してもらいたいです。

資料 4 の No. 94～98 は夜間閉鎖の問題です。以前から議論してきましたが、市の答えは厳重に管理するため、照明設備や防犯カメラの設置がなければ開放しないとのことでした。夜間について、防犯カメラが必要ですか、照明を設けずに暗くてもよいのではないですか。例えば、斜面林には照明や防犯カメラはありません。そのような考え方もあると思います。照明がないところの方が犯罪は起きていない事例もあったと

思います。機器の設置が理由になりますか。もう少し柔軟に考えてください。朝霞の森は8時半からの利用ですが、青葉台公園はラジオ体操で6時半から使われています。朝利用する人や夜散歩する人の利用も考えてもらいたいです。もう少し市民と意見交換をして、どのようにしたら夜間も事故のないように運営できるのかを考える記載が必要だと思います。

資料4のNo. 121～123については、市も市民の意見を取り入れており、行政から市民主体の形になっていると思います。市民も考えていろいろな提案を行い、市と一緒にできる仕組みになっていると思います。大変、評価します。

(卯月委員長)

質問がありましたので事務局より回答をお願いします。

(事務局：澤田)

ただ今いただいたご意見に対する市の考えを説明します。

資料4のNo. 36とNo. 37の「うっそうとした」の表現について、大野委員の意見のように森はうっそうとしたものであるという考え方もありますが、うっそうとしていなければ森ではないという訳ではなく、まちなかにある森はどのようなものがよいかということだと思います。生物多様性をどのように確保していくのかということは市民の皆さまと来年度以降、意見を交換しながら検討していくことになります。どのような形にしていくのかということはあると思いますが、この場所は人が近寄りたくなるような空間にしていく必要性はあると思います。人が立ち寄っていきたく思わせないような状況はよくないと思います。その中でツタやクズが絡みついた樹木がたくさんあることを「ややうっそうとした印象を受ける状況」と表現しています。評価が低いということに記載したいため、そのような表現にしています。

(大野委員)

そのような状況は悪化しているという考えに結び付きます。

(卯月委員長)

「うっそう」という表現をポジティブに捉えるかネガティブに捉えるかは個人差があると思います。

(戸田副委員長)

現状でも樹木の密度は差があります。全部がうっそうとした森ではなく、いくつかのヒエラルキーのある森、場合によっては林としてもよいかもかもしれませんが、森的なことをしっかりと残すことについて、最初の報告書の段階で手を加えない場所をつくって観察するという意見が示されています。もう少し、じっくりと議論してヒエラルキーをつくりながら、朝霞の森とはこのようなものであると皆さんに納得してもらえるとよいと思います。

(事務局：澤田)

それでは「ややうっそうとした印象を受ける状況に」という記述を削除します。

次に、資料4のNo. 39～41の管理棟の考え方について、もとの整備基本計画の段階

から防災公園として整備していく方向が示されており、平成 27 年 12 月の基地跡地利用計画の中でもその方針が受け継がれています。基本的には防災機能をもった拠点を形成していかなければならないと考えています。防災拠点機能として考えられるものは、万が一、市役所が被災した場合には市役所の機能を部分的にでも持つてくることのできる場所、防災に必要な車両を停める場所などを含めて整理していく必要があると思います。そのため、ある程度開けた土地を確保しなければならないと考えています。当初の整備基本計画から、できるだけ建築物は建てない、既存の土地の状況ができる限り改変しないで活かすという考え方があると思います。それを考えると、現状、朝霞の森として素晴らしいところに管理棟を建てるのがふさわしいのかはよく考えなければなりません。まだ供用していないリトルペンタゴン跡地や、西口エリアには舗装があり、これから手を加えるところに管理棟を設け、朝霞の森の今ある形を残していく考えがあってもよいと思っています。西口エリアがよいか、リトルペンタゴン跡地がよいか、朝霞の森がよいかについては、防災拠点機能のことを考えると、アスファルトに覆われている土地が残っている西口エリアに配置するのが適当だと市では考えています。他の回答にあります、建築物を建築する段階にはまだ至らないと思いますので、第 2 期整備に入る前の段階で改めて、防災拠点機能を持った管理棟の配置を状況に応じて考え直すことはあると思います。

資料 4 の No. 46～49 のどこが正面ゲートかということについても、今の説明である程度お答えできたかと思いますが、いずれにしても駅側からのゲートになる北口広場と中央広場、膝折町側からのゲートになる西口エリアのいずれも重要なゲート機能があると思いますので、それぞれの場所に応じたゲートとして考えていきたいと思っています。

パブリック・コメントの No. 72～74 の現地調査ができないかという点については、埼玉県から土壤汚染の告示がされる前までは正式に土壤汚染があったと法律上は認められている状況ではなかったため、ある程度、市民の方にも入っていただいて基地跡地の内部を見ていただきました。しかし、平成 28 年 3 月に埼玉県より土壤汚染区域であると告示がなされたことをふまえ、安易に一般の方を土壤汚染対策を行っていない区域に立入らせることはどうかということもあり、それ以降は実現できていない状況にあります。土壤汚染区域を全てフェンスで囲うことで入れるようになるのかはわかりませんが、国の許可がなければ立ち入ることはできないため、どのように立ち入ることができるようにしていくのかについては課題です。現状は、国の姿勢としても多数の方が立ち入ることは認めていないとのことですので、こういった対応が可能か考えていく必要があります。そのため、第 1 期整備までは立ち入ることのできる状況になるのか、ならないのかわからないため、第 1 期整備以降に立ち入るという表現にしています。

資料 4 の No. 94～96 の夜間の閉鎖の関係について、市民を信頼してもらいたいという意見は一理あると思いますが、市役所に寄せられる市民の苦情を聞くと、夜間に何

の対策もしないで空間を開放することについて、市の責任を問われる機会が多くなると思います。市としては、防犯の対応を講じなければ、安易に公共施設として開放していくことは難しいため、このような回答としています。しかし、市民や事業者の皆さまと考える中で、打開策があれば別の対応が考えられると思います。来年度以降検討していきたいと思います。

(平井委員)

初歩的な質問になりますが、パブリック・コメントの提出数が17通で件数が140件のため、1名が何件も意見を出しているということですか。今までの蒸し返しのような内容も入ってきていると思います。今までに決まったことは決まっていることとして整理しなければ意見を集約できないのではないのでしょうか。今回、よかったと思う点として、資料6の47ページにおいて用地の取得状況に応じた事業の実施可否が明確になりました。市民の意見を求める場合においても、このようなことを前提としなければいつまで経っても同じようなことの繰り返しになります。それを絞り込む方向でなければならないのではないのでしょうか。

資料6の25ページにバーベキューとありますが、市民はこれを見てそのようなエリアや施設がつくられると思ってしまいます。どこまでできるのかを考えた上で提示しなければいけないと思います。練馬区の大泉中央公園は10.3haの広さでバーベキューができる場所があります。土日は駐車場が満車です。バーベキューをすることによって、カラスの糞や鳴き声が多くなります。大泉中央公園は住宅街ではありませんが、朝霞の森は住宅街にあります。本当にできますか。また、大泉中央公園には流し台があります。流し台は油ものなども流すため、排水の浄化槽なども設置されています。朝霞の森をそこまで整備しますか。さらに、大泉中央公園は土日しか開放されていません。そのようなことまで調べた上で記載しなければ、できるものだと思われてしまいます。

それから、じゃぶじゃぶ池について、朝霞は6月～9月までの4ヶ月間は噴水が稼働しています。練馬区は、財政的に朝霞市より恵まれています。1.5ヶ月です。朝霞市は10月でも子どもが遊んでいます。使うにはある程度の規定が必要です。小川をつくった方がよいと意見がありましたが、見積りが必要だと思います。ボーリング調査でどれくらいの費用がかかるのか、業者でなくともインターネットで調べることができます。もし、ボーリング調査により水が出たとして、土壌汚染のある土地でその水を使うことができるのかを調べた上で判断すればよいと思います。それらを財政的にできるかを検討する必要があります。裏付けのためにもう少し詳しく調べて提示しなければ市民はできると思いこんでしまいます。

朝霞市は財政的には厳しく、今後はさらに厳しくなることが予想されます。その中で整備するため、市民に協力してもらうためにはそこまで具体的に伝えなければいけないと思います。

大野委員の意見にもありましたが、受付になる部分の管理棟については、駅に近い

側に設けた方がよいと思います。

夜間の防犯については、光が丘公園などでは、夜間は痴漢やホームレスがいることもあるため、注意喚起がなされています。この公園は朝霞駅なども近いので、ホームレスが来ると思います。昨年の夏には中央公園のトイレの脇にホームレスが洗濯物を干していたこともありましたが、安全については考えてもらいたいです。

(卯月委員長)

かなりの部分を設計の段階で配慮することができると思います。

(事務局：澤田)

資料6の25ページに「活動ニーズの展開」を記載していますが、ここに記載していると実現できると思われるのではないかという意見だと思います。もとは市民説明会や関係機関へのヒアリングで伺った意見を整理するページのため、全て整備できると確信を持って記載したものではありません。それが分かるように記載した方がよいということですが、全体的には実現の可能性がある取組だと思っていますので、「展開可能性のある空間構成要素」と記載しており、確実に実現するとは読まれないと思っています。何らかの注意書きをした方がわかりやすいということであれば考えてみます。

(卯月委員長)

本計画は基本計画であり、あくまでも設計の前段階のものです。また、予算が確定している訳ではないため、あくまでもイメージということになります。記載するのであれば、当たり前のことですが基本計画とはどのようなもので、その後、基本設計や実施設計があるなどの流れを記載しましょうか。

(鈴木俊治委員)

大変瑣末なことですが、25ページの言葉の使い方で「活動ニーズの展開」は日本語として違和感があります。「活動が展開される」とは言いますが、「ニーズの展開」は不自然だと思います。

(事務局：澤田)

表現を検討します。

(卯月委員長)

他にいかがでしょうか。せっかくの機会ですのでご意見をお願いします。

(宮川委員)

毎回繰り返しの話になりますが、資料6の48ページ「第1期整備及び第2期整備区域の考え方」の北園路について、第1期整備に入れていただいたことについては御礼申し上げます。しかし、表の下に「目標とする供用時期が遅れる場合もあります」と記載があります。49ページでは「北口広場と朝霞の森を結ぶ園路を整備します」、「北園路の早期整備実現に努めます」と記載されています。この2か所は国との交渉において土地利用についての条件に違いがあるのでしょうか。また、北園路には土壤汚染区域があります。中央広場にも土壤汚染区域がありますが、条件の違いがあつて異な

る記述にしているのですか。北園路について、遅れるかもしれないという表現は本当に必要ですか。

用地取得について、これまでも何ヶ月間にわたって質問させていただいて、47 ページ等に条件を整理していただいておりますが、第1期整備の公園区域はどの方法で進めますか。また、無償貸付とこれまで記載されていますが、本当に実現の可能性はありますか。

古い資料を確認したところ、すでに市のホームページにも掲載されていない資料ですが、平成20年5月の朝霞市基地跡地利用計画書では、市が取得するエリアと譲渡または無償貸付のエリアを色分けして表示してあり、用地取得の計画案が市の負担額とあわせて記載されています。今はすべて無償貸付となっていますが、平成20年以降で条件が大きく変わったのでしょうか。前回、有償貸付という新しい条件がありました。いつ条件が大きく変わったのか、可能であれば説明をお願いします。

計画書は非常に丁寧につくられています。なんとなく頭に入ってきません。基本計画図がないのは、基本計画としていかがなものでしょうか。今の時点で52ページの図が基本計画図に一番近いものだと思いますが、いろいろな人が関わって検討しているため、全体像が見える基本計画図と、ある程度の概算費用を提示するべきではないかと思います。

その他、細かい点になります。駐車場について毎回議論していますが、そろそろ有料化の話を考えてもよいと思います。また、東京都水道局の工事が行われている場所について、返還時にアスファルト舗装にしてもらうことになっていますが、パブリック・コメントの意見やこれから時間をかけて整備していくことを考えるとアスファルトで舗装してしまうよりは碎石舗装程度で返還してもらった方がよいと思います。

(卯月委員長)

時間も限られていますので、委員の皆様のご意見を一通り伺いたいと思います。

(野上委員)

この委員会に参加させていただき、議論するのはシンボルロードのところだけかと最初は思いましたが、全体を議論することによって、どのようなことができるのか、とてもワクワク、ウキウキしながら話をしていました。最終的には東京オリンピックまでにシンボルロードを整備しますが、その後他の箇所を検討するにあたって、土壤汚染のことをふまえながら、市民の意見も取り入れて進めることはよいことだと思います。しかし、よく見えません。図面がたくさんあり、イラストなどがあるとイメージが湧きますが、どのような公園にしたいのか、市民と一緒に専門家と協力して、もう少し立体的な形にしたものがあるとわかりやすいと思います。

検討委員会に参加している方はいろいろと勉強されていらっしゃると思いますが、一步外に出て友人に聞くと計画を知らない人もおり、周知されていないように感じます。朝霞の森で彩夏祭の時に自衛隊の車両が中を通るのを見たことがあるため、自衛隊など、関係する人に話を聞いてはいかがでしょうか。また、パブリック・コメントでたくさ

んの意見をまとめていただいたことで、いろいろな意見があることがわかりましたが、彩夏祭の絡みが見えていないと思います。また、どこを車が利用するかも関わってくると思います。シンボルロードの部分だけでなく、全体的な話になるとそのような話も出てくるかと思っています。

(鈴木俊治委員)

資料6の32、36ページにイメージ図が何点かありますが、これは作成途中のものですか。イメージ図はできれば着彩してイメージが喚起できるようにしてもらいたいです。また、どこからどこを見たのかわからないイメージ図が多くあります。例えば32ページでは、道路があって、おそらく右側が市役所前広場で左側が北口広場だと思いますが、どこから見ているのかわかるように記載してもらいたいです。32ページのイメージ図については、右側が市役所前広場で左側が北口広場だとすると、ほぼ同じような整備に見えますが、それでよいのでしょうか。市役所前広場はもう少しハード的で、北口広場は緑がもっと多いと思っていました。36ページも同様ですが、「中央広場でカフェを楽しむことができる」などの情景がわかる言葉を添えてもらいたいです。イメージ図を見ただけでは、「想定する施設」に記載された「デッキテラス」、「民間が運営するカフェ等の収益施設または仮設コンテナ」のうち、仮設コンテナが描かれていないように読めてしまいます。何を表現したいイメージ図なのかということがもう少しわかるようにしてください。他の委員の意見にもありましたが、イメージ図が一番わかりやすいものであるため、レイアウト的にもう少し大きくしてもよいかと思っています。36ページのイメージ図の木は中木で小さいですが、将来的にこのようになりますか。もっと伸びやかな高木に育つイメージがあります。樹木等の緑の環境は確認いただいて、将来的にこのようになるのか、最初のうちはこのようになるのかななどをすり合わせてもらいたいです。

(鈴木龍久委員)

シンボルロードのイメージについて、事務局より計画された図面も出されています。第6回検討委員会からこの議論をしなくともよいのではないかと、本日欠席された前田委員とも話していました。野上委員の意見のように、シンボルロードのみの見直しだと思って委員になった方も多いと思いますが、朝霞市基地跡地公園・シンボルロード整備基本計画ということですので、最後に急に考えが広がっているように感じますが公園も一緒に検討する役割で委員は選出されていると思います。先ほど卯月委員長より、あくまでも整備基本計画であるとの話がありましたが、パブリック・コメントでここまでたくさんの意見が出ることはまれだと思います。パブリック・コメントの意見もしっかりと吸い上げて計画に反映されていると思います。会議の最後にはシンボルロードの基本設計の進捗状況も報告されるため、基本計画については、できあがったものでよいかと個人的には考えています。しかし、大野委員の発言と同じように、都市公園であれば、今の青葉台公園、陸上競技場、野球場なども公園ですが、自由に出入りできて事件も特に起きていないため、明確に夜間禁止にはしないでもらいたい

と思います。朝霞市基地跡地公園・シンボルロード整備基本計画〔改訂版〕については、パブリック・コメントの内容もしっかりと反映されていると思います。字句についての意見がありましたが、直すところは直していただければ修正案としてはよいのではないかと思います。

(堂本委員)

資料4のNo.106の「4.1 基本的考え方」にて、環境保全と相反する課題を今後、平成30年度以降、整備していくことはよいことだと思います。これにどれだけの市民や関係者の方が集まって議論できるのかをしっかりと考えてもらいたいです。大変意欲的な取組であり、今後の核にもなると思いますので、一所懸命に進めていただきたいと思います。このような記載にさせていただいて大変ありがたいです。

パブリック・コメントにフクロウのことが記載されていました。この前に参加した、生物多様性市民懇談会でも1月にフクロウが鳴いていたという話がありました。1月に鳴いているということは、営巣場所を探していることになります。森のボリュームとしては十分に営巣できる可能性があります、営巣場所となる木の洞がないのだと思います。フクロウが営巣場所として選ぶエリアであることを認識して、次のステップの議論や設計等に組み込んでいただきたいと思います。

また、生き物の動向は時間の経過によって変わってくると思います。そのことを市民と事務局とでモニタリングをしながら、この計画や設計の取り決めを行っていく際に常に参考にしていくため、資料6の16ページの記載にモニタリングの必要があることを追記していただけるとありがたいです。

(松尾委員)

パブリック・コメントをはじめ、実に多くの多様な意見を取り入れたことで、当初から比較すると素晴らしい基本計画になったと思います。何も無いところに公園をつくるのではなく、既存の樹木を活かしながら、土壌汚染も処理しながら整備するため、時間もかかり、全体も見えない点もわかります。素晴らしい計画になってきたため、これをもとに計画を進めてもらいたいです。

(奥村委員)

非常にきめ細かく、パブリック・コメントにも対応していただいたと思います。今日の議論でも不明瞭だと感じる点としては、ここまでは決まったこと、ここから先は考えることの線引きがきれいに見えていない気がします。どのように記載すればよいか考えています。

例えば、資料6の52ページの第2期整備プランくらいまでは、これまでの議論をもとにつくっていくということが分かりやすくなると思います。

もう少し細かい点では、資料6の59ページの防災のダイアグラムからは、西口広場に接するところが拠点になるように読み取れません。また、西口の南北の動線が必ずしも重要視されずにシンボルロードの方がメインアクセスになっていることが防災計画に出てくると、西口の中心性が揺らぐのではないかと思います。これらのつじつま

が合うようになればすっきりするかと思います。

生態系の観点からも気になる点があります。堂本委員の意見にもありました生態系について、資料6の20ページにダイアグラムが記載されていますが、実際に生態系を保全していくことを考えた時に、バッファ空間などの記載がありますが、もう少しモデルが記載されているとわかりやすいと思います。例えば、非常に大切な「核となる樹林地・草地」を正面園路が横切っている点について、どのようにしたら生物へのストレスを緩和できるのか、技術的にできる部分もあるかと思っています。そのようなことについて、文言では記載されていますが、裏付けとなる技術などが少しでも示されているとわかりやすいかと思いました。

(浅川委員)

整備水準の考え方の中で防災拠点の機能は今後、整理されていくということで、今後も厚く展開されればありがたいと思います。

(卯月委員長)

いくつかご質問をいただきましたが、全てに回答する時間はないように思われます。1つだけ、もし回答ができれば教えてもらいたい点として、宮川委員の意見にあった平成20年以前の無償貸付、買い取りの考え方からこれまでに大きな変化があったのか確認しておきたいと思います。わからなければ保留にします。

(事務局：櫻井)

土地の取得に対する基本的な方針や、宮川委員の意見にあった分割の方法については変わりありません。買い取りには多額の費用がかかることから、無償貸付で借りて、無償管理を行うのであれば早いうちに開放したいという思いによる記述に表現の違いはありますが、国の制度は変わっていません。

(宮川委員)

朝霞市として有償で取得する方針もありますか。

(事務局：櫻井)

その件については基地跡地利用計画に記載しており、選択肢の一つとして考えています。

(事務局：澤田)

基本的に財務省の運用では米軍跡地を公園として利用する場合、3分の1を有償で購入して残りの3分の2は無償で借りるという決まりがありますので、その決まりに沿って計画するとそのような計画になります。しかし、市民の中には、もとは基地跡地は市民の土地であったため、当然、無償で返してもらうべきではないかという意見もありました。さまざまな議論をふまえた上で、交渉の中での優先順位として、まずは全域を無償でいただけないかということを考えています。交渉が行き詰った場合は、別の方法を考える必要があり、選択肢の一つとして、国の規定のとおり3分の1は有償で購入することも否定はされていません。

(卯月委員長)

時間も押しているため、朝霞市基地跡地公園・シンボルロード整備基本計画〔改訂版〕(修正案)についての議論は以上にしたいと思います。多くのご意見をいただきました。私と戸田副委員長とで事務局と相談しながら修正するようにしていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(委員全員)

異議なし。

(卯月委員長)

ありがとうございました。

最後に感想を申し上げますと、今の有償、無償という話は、土壤汚染の問題を考えると、これからの道筋をこのようにしたいと言っても相手がいることのため、上手くはいかないということが文章から感じるができます。委員の皆さまのご意見もわかりますが、市も大変苦労していると思います。当検討委員会として確認する必要がある点は、早期解放と更なる市民との協働が今後の流れの根本になるということだと思います。市が努力を怠った場合は市民が市に意見を言うことのできる仕組みだけはおくことで、市民の強い気持ちと何をするにしても市民との意見交換と協働が基本計画の基本的な考え方であることだと思います。

(戸田副委員長)

まさに委員長の感想のように、相手がいることのため、なかなか決まらない部分がありますが、どこかでこうしたいという思いを持たないと希望が見えません。そのため、全部を借りの方針だと考えていましたが、まだ購入するという選択肢もあるため、建前と戦略を考えていかなければなかなか厄介な事業だと思います。早期解放を目指して10年、20年先ではないようにしたいです。市民の皆さまも同じ考えだと思います。これだけのパブリック・コメントが集まっているということは、期待もそれだけ大きいということだと思いますので、市には明るく元気に進めていただきたいと思います。

(鈴木龍久委員)

私も朝霞市民のため、無償で土地を返してもらいたいという気持ちはよくわかります。しかし、国は、昭和14～16年にかけて半ば強制的にはありますが坪2円で買収しています。部長の説明の中で市民の土地だからということでしたが、無償ではなく、時価で買い取っていたことは覚えておいていただきたいと思います。

(卯月委員長)

ありがとうございます。重要なことだと思います。朝霞市基地跡地公園・シンボルロード整備基本計画についての検討はここまでとし、時間を超過しますが、シンボルロードの基本設計の報告について説明の準備をお願いします。

【情報提供】

(1) シンボルロードの基本設計の進捗状況

(事務局：澤田、北川)

シンボルロードの基本設計の進捗状況の説明。

(鈴木龍久委員)

シンボルロードの30mの境界はどのようにになりますか。

(事務局：北川)

模型ではラインがありますが、目に見えるものが出てくるわけではありません。

(鈴木龍久委員)

国への対応はそれでよいのですか。

(事務局：長島)

国は30mまでは道路区域として市に譲渡する考えで、残りの部分は管理委託のようなもので考えています。そのため、30mのラインの明確化は国と市が把握できていれば問題ありません。

(事務局：澤田)

境界線を設ける必要はありませんが、国から、管理委託の場合は現状維持が原則であり、造成や施設整備は一切認められないと聞いています。このため、管理委託で進んだ場合は現場を見ると整備水準が異なるため、分かるようになると思います。そのため、うまくなじませる方法が必要になります。

(事務局：長島)

特にフェンスなどを設ける必要はありません。

(大野委員)

3月10日に意見交換会が開催されますが、今回の案は最終案ではないため、意見反映はどのようにになりますか。パブリック・コメント等は予定されますか。意見交換会時の意見は反映されますか。

(事務局：澤田)

パブリック・コメントを行う予定は今のところはありませんが、3月10日の意見交換会でいただく意見について、反映するところはしっかりと反映する予定です。

(大野委員)

成果品の納入は意見交換会よりもっと後になりますか。

(事務局：澤田)

まだ、明確には言えませんが、工期は来年度まで延長する予定です。

(戸田副委員長)

フェンスが歩道より1m程度では近いと思います。狭い道であれば気になりませんが、7mの幅に1m程度では気になるため、2m程度は離れた方がよいと思います。また、2m程度離れた場所に樹木があればその樹木の裏側にフェンスを回して設けてもらいたいと思います。

北口広場の北側の道は狭いため、もう少しフェンスを手前でとめて視覚的につながりがあるようにした方がよいと思います。北口広場から朝霞の森へつながる道も、もう少し広場的になるように広げた方がよいと思います。

(卯月委員長)

朝霞の森に向かうゲートのため、その方がよいと思います。

(戸田副委員長)

今回の計画には出てこないため、反映できませんが、ここにあるケヤキの植樹は非常に狭いです。今は気になりませんが、これだけ広くなるとすごく狭いところに木が生えているように思えるため、管轄が違うかもしれませんが、少し広げることができるとよいと思います。

(鈴木俊治委員)

市役所前広場と北口広場をセットに考えてアールを使った計画を考えるのはよいと思います。しかし、東側から来た人の視線がブロックされてしまいます。市役所から来る人も交差点の視線を抜けるようにして基地の内部に誘う考え方もあると思います。そのため、道路を挟んで対照的な木は受けとしてあってもよいと思いますが、もう少し西側に下げたいです。

また、戸田副委員長の意見にも関連して、北側はイベントを行うということですが、どのような仕様になりますか。

(事務局：北川)

今は草地で考えています。

(鈴木俊治委員)

南側が舗装などのハードな整備になっていますが、どちらかという北側をぬかるみなどにも対応できるようにして、広場であるが、ハードに整備しないで草地や裸地にすることで南北の使い方を分けてもよいと思います。

委員会でも議論があったとおりでですが、北側はハードスケープ的にして、まとまりのある空間を用意してもよいと思います。今は同様な草地が並んでいるため、このメリハリがあることで何かまとまった活用ができると思います。

(戸田副委員長)

今の意見に賛成ですが、少し違う点は広場を分ける木があることで、よりつながりがあるように見えるため、舗装に芝生が入り込むように、自然的なものがハード的なものに入り込むような工夫をしてはどうですか。一番心配している点として、道路区域の30mを越えた範囲に芝生を植えることはできますか。

(事務局：澤田)

奥の部分は、今のところは用地を取得しない限りは植栽できないと聞いています。

(鈴木俊治委員)

模型の道路から30mの位置にある舗装はどのようなイメージですか。

(事務局：北川)

費用の関係があり、あまり立派な舗装材は使えません。アスファルト舗装系に工夫をしたような舗装が限界かと思います。

(戸田副委員長)

これまでの文脈で行くと、透水性のアスファルトかと思います。

市役所前広場は、木で高くなっている箇所があるため、その部分をうまくデッキのようにします。遊具を置くところもあるため、使い道は彩夏祭などを考慮して検討した方がよいです。鈴木俊治委員の意見でわかりやすかった点は、北側をハードなものにして、南側に自然なものにしてはどうかということでした。ルーバーが舗装に接しているのではなく、その間に緑を入れることで表現できるかと思います。

(事務局：北川)

設計のプロセスでは芝生にするといった意見もありますが、どの程度の人が集まるのか、どのようなたたずまいにするのかなどについてこれから検討する予定です。

(戸田副委員長)

狭いため、もう少し奥に持っていった方がよいと思います。

(卯月委員長)

それでは、本検討委員会は基地跡地公園・シンボルロード整備基本計画見直し検討委員会であるため、議論はこのあたりにしようかと思います。市民の方には3月10日にもう一度意見を出す時間があると思います。

最後に、先ほどの議事において長谷川委員より意見をいただけていませんでした。今日が最後の機会のため、ご意見をお願いします。

(長谷川委員)

用地取得があって初めて公園ができるため、大変かと思いますが、頑張って進めたいと思います。

(卯月委員長)

基地跡地公園・シンボルロード整備基本計画見直し検討会をこれにて終了したいと思います。これまで長い時間かけて議論してきました。皆が求めるところは同じだと思いますので、市の努力を市民が後押しするなど、よろしくお願い致します。これまでに基地跡地公園・シンボルロード整備基本計画見直し検討委員会にご参加、ご意見をいただきありがとうございました。

(事務局：澤田)

卯月委員長、進行ありがとうございました。基地跡地公園・シンボルロード整備基本計画〔改訂版〕(修正案)の修正については卯月委員長、戸田副委員長に一任いただくこととなりましたので、今後の予定としては本日のご意見をふまえて修正を行い、卯月委員長、戸田副委員長と調整を行い、最終的な案の内容をご確認いただいた上で市長に答申をいただく予定です。その後、庁内において計画の決定に向けた手続きを行い、4月末までには計画の改訂と公表を行いたいと思います。

本日、最後にご紹介しましたシンボルロードの設計については、市民を対象とした意

見交換会を3月10日土曜日の午前10時から2時間程度の予定で市役所別館5階501・502会議室で開催いたしますので、ご関心のある方はぜひご出席いただければと思います。

本検討委員会は、平成28年7月に第1回を開催して以降、8回の開催を経て、整備基本計画〔改訂版〕(案)を取りまとめることができました。委員の皆様からの確なご意見をいただき、よいものができたかと思えます。今後は計画を改訂、公表するとともに、シンボルロードの設計をよいものにしていき、まずは第1期整備を仕上げ、この流れを第2期整備につないでまいります。また、修正案の後半に記載している市民、事業者等との連携の取組についても、非常に多くのことに取り組まなければなりません。それについては、年度が明けてから順次取り組んでいきたいと考えています。いずれにしても、整備だけでなく、管理・運営に関して委員、市民、事業者の皆さまのご協力が不可欠となりますので、今後とも御協力をいただきますようお願いいたします。

それでは、以上を持ちまして、基地跡地公園・シンボルロード整備基本計画見直し検討委員会は終了となります。

長期間にわたり、検討委員会の開催にあたり御協力をいただきましたことに御礼申し上げます。

【閉会】